

## 全国一斉「女性の人権ホットライン」強化週間の実施について

夫・パートナーからの暴力や職場などにおけるセクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為など、女性をめぐる人権相談に、人権擁護委員が中心となって電話で相談に応じます。

相談は無料(ただし、通話料は相談者の負担となります。)で、秘密は厳守しますので、どなたでもお気軽にご利用ください。

●日 時 11月18日(月)～24日(日)  
<平日> 8時30分～19時 <土日祝> 10時～17時  
(平日は岐阜地方方法務局人権擁護課に、土・日・祝日は名古屋法務局につながります。)

●受付電話番号 0570-070-810

●相談担当者 人権擁護委員 法務局職員

上記強化週間以外の日でも、平日8時30分～17時15分まで相談に応じています。  
パソコン、携帯電話、スマートフォンからも人権相談を受け付けています。

<http://www.jinken.go.jp/>

(パソコン、携帯電話、スマートフォン共通)



☎岐阜地方方法務局 人権擁護課 ☎058-245-3181

## 納めた国民年金保険料は全額が社会保険料控除の対象です！

国民年金保険料は、健康保険や厚生年金などの社会保険料を納めた場合と同様に、所得税および住民税の社会保険料控除の対象となります。

控除の対象となるのは、平成31年1月から令和元年12月までに納められた保険料の全額(過去の年度分や追納された保険料も含む)です。また、ご家族の年金保険料を納付された場合も、ご本人の社会保険料控除に加えることができますので、ご家族宛に送られた控除証明書を添付のうえ申告してください。

この社会保険料控除を受けるためには、年末調整や確定申告を行うときに、納付したことを証明する書類の添付が必要となります。

このため、平成31年1月1日から令和元年9月30日までの間に年金保険料を納付された人には、11月上旬頃に日本年金機構から「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が送られますので、申告書の提出の際には必ずこの証明書または領収証書を添付してください。

※令和元年10月1日から12月31日までの間に、今年はじめて年金保険料を納められた人へは、翌年の2月上旬頃に送られます。

☎大垣年金事務所 ☎78-5166



## 裁判所からのお知らせ

裁判所では、国民の皆様になしくできた制度や裁判手続きを知っていただくために、随時テーマを定めて、裁判所ウェブサイト(<http://www.courts.go.jp/index.html>)でご案内しております。11月のテーマは「裁判員制度～まもなく名簿記載通知を発送します!」です。ぜひご覧ください。

☎岐阜地方裁判所事務局総務課 ☎058-262-5122